めるときは、検察官から係属裁判所に対し、犯罪被害者等又はその代理人弁護士の希望を伝えることとしている。もっとも、犯罪被害者等が公判前整理手続に在席することについては、犯罪被害者等が公判期日に証人となる可能性がある場合に証人となるに先立って公判前整理手続に在席することは適切ではないなどの課題が指摘されているところである。

そこで、このような課題や犯罪被害者等のニーズを踏まえ、現行の刑事訴訟制度の基本構造に反しない範囲での犯罪被害者等による公判前整理手続への関与の在り方について、多角的な検討を行う。

(イ)　検察官と犯罪被害者等との十分な意思疎通の確保

犯罪被害者等から公判前整理手続への参加等の要望が生じる背景には、公判前整理手続を含む進行中の刑事手続でどのようなことが行われているかについて、検察官と犯罪被害者等との間で十分なコミュニケーションが取られていない場合があることにも一因があり、前記(ア)で述べた検討の前提としてもこの点の充実を図ることが重要であるとの指摘がある。証人となる可能性がある犯罪被害者等については、事前に争点や証拠の整理状況を具体的に伝えることが困難な面もあるが、その理由を含め丁寧に説明し、検察官が犯罪被害者等に公判前整理手続の進捗状況等を適時適切に伝達していくことは、犯罪被害者等保護の観点から必要な手続である。この認識や必要な対応について、今一度、検察官に対する教育・周知を行い、徹底する。

イ　被害者参加制度の対象犯罪以外の事件を含む一定の犯罪に係る犯罪被害者等への配慮

(ア)　犯罪被害者等からは、被害者参加制度の対象犯罪をストーカー規制法違反、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成26年法律第126号）違反、いわゆる迷惑防止条例違反、児童福祉法（昭和22年法律第164号）違反、暴行、住居侵入等にも拡大することについて要望がある。

被害者参加制度の対象犯罪は、刑事訴訟法第316条の33第１項各号に規定されており、個人の尊厳の根幹を損なう人の生命、身体又は自由を侵害する罪で、かつ、犯罪被害者等のニーズが高いと考えられるものに限定されている。そして、この対象犯罪を拡大することについては、現行の対象犯罪と同程度に、個人の尊厳の根幹を損なう人の生命、身体又は自由を侵害する罪であるといえるか、仮にそのような罪に該当しない特定の罪を対象犯罪に追加した場合に、対象犯罪に追加されない事件の犯罪被害者等との間に不均衡が生ずるのではないか、対象事件数が増加することで制度の円滑な運用に支障を来すおそれはないかといった課題があるところである。

そこで、犯罪被害者等のニーズを踏まえつつ、こうした様々な課題があることも考慮して、被害者参加制度の対象犯罪の拡大の要否・可否等について多角的な検討を行う。

(イ)　被害者参加制度の対象犯罪拡大に係る要望の背景には、前記(ア)に掲げた罪については、事案の性質上、犯罪被害者等にとって、一般の傍聴人と共に傍聴したり、被告人から自身の姿が見える状態で傍聴したりすることが心理的な負担となるなどの理由から傍聴へのハードルが高いといった意見もあり、こうした犯罪被害者等の心情については、十分に尊重されるべきものである。

この点、刑事訴訟法では、公判手続における犯罪被害者等のプライバシー等を保護するための措置として、一定の場合に犯罪被害者等と被告人や傍聴人等との間に遮蔽の措置を設ける制度や、ビデオリンク方式により手続を行うことを認める規定がある。

そこで、こうした規定も参考としつつ、犯罪被害者等のプライバシー等に配慮した公判の傍聴の方法について多角的な検討を行う。

ウ　その他捜査、公判等の段階における各種取組

前記ア及びイのほか、被害の相談・届出・告訴に対して適切に対応すること、司法解剖時の対応等の場面において犯罪被害者等の心情に配慮した取組を推進すること、捜査や公判等の状況について犯罪被害者等に適時適切に情報提供すること等の従前の取組についても引き続き推進していく。

(2)　加害者の処遇段階における関与等

ア　心情等の聴取・伝達制度

前記１のとおり、関連する各種法律の改正により、刑の執行段階等と保護観察の両場面において、犯罪被害者等の心情等を考慮すべきことが法律上明記され、刑事施設や少年院といった施設内で行う処遇や、社会内で行う処遇の充実化が図られた。これによって、犯罪被害者等の思いに応える施設内処遇及び社会内処遇を実現させるとともに、受刑者等や保護観察対象者の改善更生にも資することが期待される。また、同改正により、刑の執行段階等や保護観察の一連の過程の中で犯罪被害者等の心情等を聴取・伝達する制度が整えられた。この心情等の聴取・伝達制度については、対応する職員の犯罪被害者等に対する理解を増進させることや犯罪被害者等の二次的被害を防止すること等の要望が寄せられていることから、心情等の聴取・伝達制度を利用した犯罪被害者等の意見を踏まえながら、犯罪被害者等の被害回復に資する制度運用となるよう、実施・改善を図っていく。

イ　その他処遇段階における各種取組

前記アのほか、被害者等通知制度を活用して加害者の処遇状況等を通知すること、受刑者と犯罪被害者等の面会・信書の発受が適切に運用されること等の従前の取組についても引き続き推進していく。

(3)　少年保護事件・医療観察対象事件における関与等

少年法（昭和23年法律第168号）は、その目的を「少年の健全な育成」を期すものと定め（同法第１条）、また、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）は、その目的を「継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進すること」と定めている（医療観察法第１条）。

犯罪被害者等の立場に立てば、加害者の年齢や精神状態にかかわらず、理不尽に犯罪被害に遭ったということに変わりはないが、上記のとおり、これらの制度については通常の刑事手続とは異なる目的があることを踏まえ、各制度との調和を図りながら、犯罪被害者等のニーズに応えていくための施策を検討・実施していく。

ア　少年保護事件

少年保護事件に係る犯罪被害者等の関与については、平成12年に少年法が改正（平成13年４月１日施行）され、犯罪被害者等の申出により家庭裁判所が意見を聴取する仕組み（同法第９条の２）等が導入されたほか、第１次基本計画の期間中の平成20年にも同法が改正（平成20年12月15日施行）され、一定の重大事件の犯罪被害者等が少年審判を傍聴することができるようになった（同法第22条の４）。

また、前記(2)アの心情等の聴取・伝達制度は、少年保護事件の犯罪被害者等についても、成人の刑事事件の犯罪被害者等と同様に利用できるものとなっている。

このように、少年保護事件について犯罪被害者等が関与し、また、一定の情報を得ることができる仕組みは整えられてきていることから、犯罪被害者等が、その希望に応じて、これらの制度を円滑に利用できるよう周知するとともに、犯罪被害者等の心情に配慮した上で、犯罪被害者等がこれらの制度を利用しやすいように適正な制度運用を図っていく。

イ　医療観察対象事件

これまで、医療観察制度の対象事件[12]に係る犯罪被害者等には、不起訴処分の理由等の説明、処遇段階における情報提供制度の整備・充実等、各種施策が講じられてきた[13]。しかしながら、医療観察制度の対象事件に係る犯罪被害者等からは、同じく被害を受けた場合でも加害者が医療観察制度の対象となるか、それとも、刑事裁判、刑の執行及び保護観察の対象となるかによって犯罪被害者等としての処遇に差が生じるのは不合理だとして、医療観察手続の審判における代理人弁護士や付添人の傍聴を含めた傍聴の拡充や、医療観察手続における犯罪被害者等の心情等の聴取・医療観察対象者への伝達を実現すべきとの要望のほか、医療観察対象者に関する情報提供を更に拡充すべきとの要望もある。